

# 令和 7 年度 第 1 回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

## [報告事項]

### (2) 地域公共交通利用促進事業について

#### <目次>

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 「地域公共交通利用促進事業」のご案内   | 1 |
| 2. 公共交通事業者利用促進事業補助金交付要綱 | 4 |

令和 7 年 6 月 1 1 日  
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

# 「地域公共交通利用促進事業」のご案内

地域公共交通利用促進事業補助金

大牟田市地域公共交通活性化協議会

## 1. 補助の趣旨

本市の公共交通は、人口減少や自家用車依存を起因とした利用者の減少により、路線の廃止や減便、運賃の値上げなど、公共交通サービス水準が低下し、利用者がさらに減少する悪循環となっている。

こうした状況は運転免許を持たない学生や高齢者の移動に大きく影響し、通学・通勤や買い物、通院など、日常生活が制約され、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念される。

公共交通を将来にわたり維持してゆくためには、公共交通の更なる利用が不可欠であり、交通事業者や地域団体等による利用促進や利便性向上に対する取組みへの積極的な支援が求められている。

こうした背景を受け、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の交通事業者等が実施する公共交通の利用促進及び利便性の向上に資する取組みに対し、協議会を通して、補助金を予算の範囲内で交付する。

## 2. 補助の内容・対象団体

### (1) 補助対象経費

公共交通利用促進のイベント実施、ポスター・チラシ作成、

P R 動画撮影・配信など、協議会が必要と認める費用

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除く

### (2) 対象団体

協議会を構成する交通事業者等

### (3) 補助対象期間

交付決定通知後から令和8年3月31日までに実施される事業

### (4) 補助額（上限）

1事業につき上限10万円、補助率10/10以内

### (5) 採択予定数（見込み）

3団体

## 3. 募集期間

令和7年4月25日（金）～7月25日（金） ※申請書必着

## 4. 補助金の申請方法

補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、その他協議会が必要と認める書類（事業計画書、収支予算書等）を期限までに協議会事務局へ提出すること。

## 5. 補助金の交付決定等

補助金の交付申請があった場合、協議会において申請内容を審査のうえ、補助金の交付を決定する。補助金の交付が決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

## 6. 実績報告

補助金の交付を受けようとする団体は、事業完了後速やかに、補助金実績報告書（様式第5号）、その他協議会が必要と認める書類（収支決算書等）を協議会事務局へ提出すること。

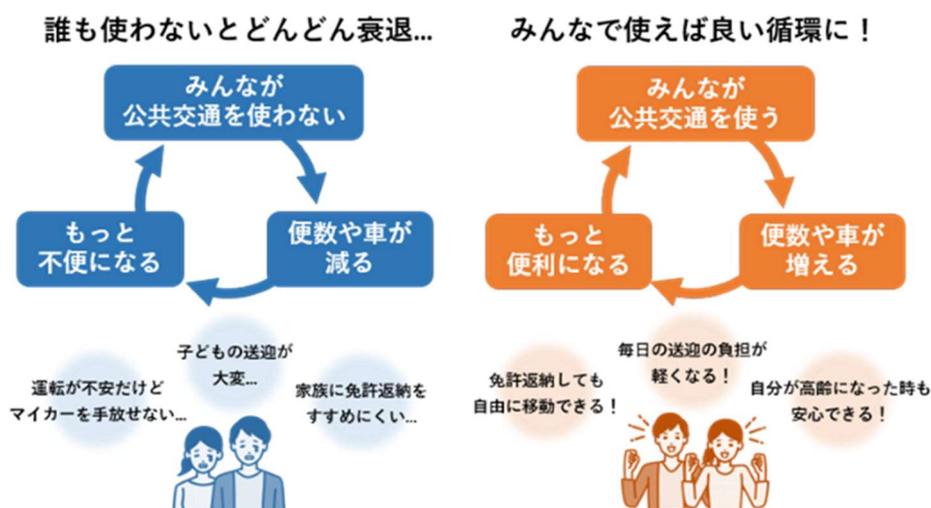
（提出期限：補助事業完了から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日）

## 7. 補助金の額の確定

補助事業の実績報告があった場合、これを正当と認めるときには、交付すべき補助金の額の確定を行い、補助金確定通知書（様式第6号）をもって、補助金の交付を受けようとする団体に通知する。

## 8. その他

取り組みを通じて得られたノウハウを広く役立てるため、市ホームページなどで活動内容等を紹介するとともに、報道機関等に情報を提供することがある。また、協議会において、取組概要等の報告を求めることもある。



<問い合わせ・申請先>

◆大牟田市公共交通活性化協議会事務局（土、日、祝祭日を除く 8:30～17:15）

〒836-8666 大牟田市有明町 2-3 大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課内

TEL：0944-41-2783 FAX：0944-41-2795

E-mail：e-kokkendou-koutsu01@city.omuta.fukuoka.jp（担当：湊）

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の公共交通の利用促進及び利便性向上を図るため、乗合バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者及びフェリー事業者と大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が連携して行う事業に対し、協議会が予算の範囲内で交付する大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に定める第一種鉄道事業を営業者をいう。
- (4) 「フェリー事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業を営業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、協議会を構成する交通事業者等（以下「交通事業者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交通事業者等が実施する公共交通の利用促進及び利便性向上に資する取組みとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公共交通利用促進のイベント実施、ポスター・チラシ作成、PR動画撮影・配信など、協議会が必要と認める費用とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業の実施において要する補助対象経費から、事業による収入、その他国県等が補助する他の制度の補助金等を除いた額に対し、上限を10万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(参考様式第1号)
- (2) 収支予算書(参考様式第2号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、同条の申請を行なった補助対象事業者に通知する。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた後に当該事業計画の内容を変更しようとするときは、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に会長が必要と認める書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助対象事業者に通知する。

(実績報告等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が終了したときは、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業終了の翌月末までに会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(参考様式第3号)
- (2) 補助対象事業が実施されたことがわかる資料(ポスター・チラシ等)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第11条 会長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の通知を受けた補助対象事業者は、協議会が指定する請求書により、会長は補助金を請求するものとする。

2 会長は、前項の請求に基づき、その請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を支払わなければならない。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第13条 会長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。この場合において、補助対象事業者に損害が発生しても会長はその賠償の責めを負わない。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の規定による取消しを行った場合については、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付取消通知書(様式第7号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(調査報告)

第14条 会長は、予算執行の適正を期するため、補助対象事業者に対し、その状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大牟田市地域公共交通活性化協議会長 殿

申請者 住所  
名称  
代表者

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金交付申請書

大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱  
第7条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係資料を添えて申請し  
ます。

記

- 1 補助対象事業
- 2 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他会長が必要と認めるもの

参考様式第1号（第7条関係）

事業計画書

事業名称	
目的	
日時	
場所	
事業内容	
総事業費	
補助申請額	
対象者及び予定人数	
期待される効果	
その他	

参考様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1. 収入の部

区分	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
合計	円	

2. 支出の部

区分	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

※費用については、税抜き価格を記載のこと。

国 地 第 号  
年 月 日

殿

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
会長

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金の交付について、下記のとおり交付を決定しましたので、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大牟田市地域公共交通活性化協議会長 殿

申請者 住所  
名称  
代表者

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付国地第 号で交付決定通知を受けた大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 変更後交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 6 差引増減額 \_\_\_\_\_ 円

国 地 第 号  
年 月 日

殿

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
会長

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付国地第 号で交付決定しました大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金は、下記のとおり変更承認を決定しましたので、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

変更増減額 \_\_\_\_\_円

変更交付決定額 \_\_\_\_\_円

年 月 日

大牟田市地域公共交通活性化協議会長 殿

申請者 住所  
名称  
代表者

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付国地第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、  
下記のとおり別紙関係資料を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金精算額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類
  - (1) 収支決算書
  - (2) 補助対象事業が実施されたことがわかる資料（ポスター・チラシ等）
  - (3) その他会長が必要と認めるもの

参考様式第3号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1. 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円		
	円	円		
	円	円		
合計	円	円		

2. 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
	円	円		
合計	円	円		

※費用については、税抜き価格を記載のこと。

殿

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
会長

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書がありました大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金実績報告書について、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

国 地 第 号  
年 月 日

殿

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
会長

大牟田市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通利用促進事業補助金交付取消通知書

年 月 日付国地第 号で通知した補助金の交付決定については、下記のとおり取消したので、大牟田市地域公共交通活性化協議会地域公共交通利用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 取消の部分
- 2 取消の理由
- 3 取消し後の補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 4 取消し後の補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円